

公開用

初倉 湯日(原ノ平)

富永家古文書目録

島田市史編さん委員会

綴込み資料

- 1 富永家文書から見た中山・富永家の由来・・・・・・・・・・・・・・・・ (2)
- 2 年表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (3)
- 3 近世文書分類表（目次に替えて）・・・・・・・・・・・・・・・・ (4)
- 4 近現代文書分類表（目次に替えて）・・・・・・・・・・・・ (5)
- 5 富永家古文書の利用に当たって・・・・・・・・・・・・ (6)
- 6 古文書目録（近世・江戸時代～明治初期）・・・・・・・・ (No.1)
- 7 古文書目録（近現代の部・明治）・・・・・・・・ (No.4)

富永家文書から見た中山・富永家の由来

1 当家古文書で、歴史上中山家が最初に顔を出すのは天文3(1534)年ことで、中山兵庫助という人物である。兵庫助は、今川氏輝より駿河国須津（現富士市内）増分の内から30貫文（切符）と30俵（米）を新たな恩給として与われている。

2 この兵庫助とどういうつながりがあるのか定かではないが、中山又七・中山善九郎なる人物がいて、前者は永禄12(1569)年徳川家康から、山名庄（現袋井市あたりか）の一部を所領安堵され、また後者は慶長6(1601)年左衛門太夫（福島正則）から安芸・備後国（現広島県）の内から所領安堵を受けている。なお中山又七（是非介とある）は慶長7(1602)年、今度は本多対馬守によつて備後国内（現広島県）から知行安堵を受けている。

3 江戸時代も中期の頃であるが、宝永3(1706)年に中山次郎右衛門時定がその嫡男中山仁左衛門に宛てた中山家系図がある。それによると中山家の始まりは内蔵之介氏武（本國は甲斐国、生國は遠江国）となっている。そしてその嫡男を中山又七郎（又七とも）と云い、後に名を是悲（非）之介と改めている（この後法名を道伴と名乗る）。しかしこの系図からは兵庫助や善九郎の名は出てこない。

4 天和4(1684)年ことである。中山家の素性について公儀からお尋ねがあった。時の当主中山仁左衛門は次のように報告している。

「中山又七は浜松在城の徳川家康に奉公していた。その当時家康から頂いた證文があり、現在又七の子孫である私が所持している。又七は家康が関東に移る際お供して江戸に下る筈であったが、病氣でかなわなかった。そして後に再び関東に赴かんとして途中三河国岡崎にて病死した。

又七の子供は、女子だけで男子がなかった。それでその一女から生まれた男児を養子とした。それが私中山仁左衛門である。3歳の時であった。

前記家康から頂いた證文を預かったのは私が6歳の時である。又七の死後、私を養育してくれたのは私の実父惣八郎であった。彼は浪人の身であったが遠州下湯日村に移住し、私を引き取り養育した。実父惣八郎は私が10歳の時病死したが、以後私仁左衛門は当村の百姓として現在に至っている」

公儀からのお尋ねに対する回答は以上の通りである。

5 百姓家になった中山家は下湯日村内において、家筋は由緒ある家柄ということで村の中心的存在となり、村寄合の時は役人同様に出席し、用件あるときは遠慮なく主張し、寄合の座席は庄屋の次席とする認められていた。八大夫の時であるが、文書には卯年5月としか年号の記載はなく、いつ頃のことか分らない。

6 中山家と富永家とはどのようなつながりがあったのだろうか。

(1) 宝永3(1706)年の前記「中山家系図」には次のような記載がある。

「又七郎（後に是悲（非）之介）の父内蔵之介の城跡が遠州棟原郡下湯日村にある。是悲（非）之介と共に2代この所に居城していた。現在松が生い茂り、養勝寺という禪宗の寺山の内にあって、壇の様子、家中墨敷の跡が存する。土地の人はこれを城山と呼んでいる」。

これは現在、湯日城址と呼ばれている。この湯日城、『掛川絆稿』の「永代切山分」項中の見出し「勝間田氏古城」のところには、「下湯日養勝寺山に一所、其の古墟存せり」、「切山養勝寺の山城は中古戦争の間要害に構へたる所と見えたり」とあるところから考えると、中山内蔵之介・是非之介がこの城にあったのは、勝間田氏滅亡後のことになる。

(2) 内蔵之介の次男、すなわち是非之介の弟に又次郎知久なる者がいた。この又次郎知久が富永主水之助の養子として富永家に入り富永主水之助知久を名乗る。彼の城が棟原郡岡田村にあった。この城、宝永3(1706)年当時には百姓の居地となっている。「中山家系図」には次のように書かれている。

察するに富永主水助が岡田の城にいた頃というのは徳川家康が浜松にいて武田方と対立していた時期、すなわち兄の是非之介が浜松城の家康に仕えていた頃のことではなかろうか。家康の浜松在城の時期は元龜元(1570)年～天正13(1585)年である。

(3) 富永家と養明寺の関係

「養明寺は養勝寺の末寺で開創は慶長元(1596)年である。富永仁左衛門が本山養勝寺に願い出て文良和尚の德風に帰依し、淨財を喜捨して一字を建立し、光白山養明寺と号した」

※ 本文書は昭和に入ってから古文書を参考に書かれたものらしく、その写し（コピー）が富永家に存在している。その内容の一部をここに紹介した。

年表

応仁元年(1467)～平成9年(1997)まで

改元年の月と閏月をのせる。但し閏月は○入り

年号	年	西暦	改元月 閏月○	干支	年号	年	西暦	改元月 閏月○	干支	年号	年	西暦	改元月 閏月○	干支	年号	年	西暦	改元月 閏月○	干支	年号	年	西暦	改元月 閏月○	干支	年号	年	西暦	改元月 閏月○	干支										
応仁	元	1467	3月	丁亥	大永	6	1526	丙戌	正天	13	1585	⑤	乙酉	正保	元	1644	12月	甲申	元禄	16	1703	癸未	宝曆	12	1762	④	壬午	文政	4	1821	辛巳								
"	2	1468	①	戊子	"	7	1527	丁亥	"	14	1586	⑤	丙戌	宝永	元	1704	3月	甲申	"	13	1763	癸未	明和	6	1822	①	壬午	"	14	1881	辛巳								
文明	元	1469	4月	己丑	享禄	元	1528	8月③	戊子	"	15	1587	⑤	己丑	慶安	元	1648	2月①	戊子	"	3	1705	乙酉	明和	6	1823	癸未	寶永	"	15	1882	壬午							
"	2	1470	"	庚寅	"	2	1529	己丑	"	16	1588	⑤	戊子	"	4	1647	丁亥	"	3	1706	丙戌	"	2	1765	乙酉	寶永	7	1824	③	甲申	"	16	1883	癸未					
"	3	1471	②	辛卯	"	3	1530	庚寅	"	17	1589	己丑	"	4	1707	戊子	"	4	1766	丙戌	"	8	1825	乙酉	寶永	7	1884	甲申	寶永	"	17	1942	壬午						
"	4	1472	"	壬辰	"	4	1531	⑤	辛卯	"	18	1590	庚寅	"	2	1649	己丑	"	5	1708	①	戊子	"	4	1767	⑨	丁亥	"	9	1826	丙戌	寶永	8	1885	乙酉				
"	5	1473	"	癸巳	天文	元	1532	7月	壬辰	"	19	1591	①	辛卯	"	3	1650	⑩	庚寅	"	6	1709	己丑	"	5	1768	戊子	寶永	10	1827	⑥	丁亥	"	19	1886	丙戌			
"	6	1474	⑤	甲午	"	2	1533	癸巳	"	文禄	元	1592	12月	壬辰	王辰	"	4	1651	辛卯	"	7	1710	⑧	庚寅	"	6	1769	己丑	寶永	11	1828	戊子	寶永	"	20	1887	丙戌		
"	7	1475	"	乙未	"	3	1534	①	甲午	"	2	1593	1月	癸巳	"	2	1653	壬辰	"	2	1712	辛卯	"	7	1770	⑥	庚寅	"	12	1829	己丑	寶永	"	21	1888	戊子			
"	8	1476	"	丙申	"	4	1535	⑩	乙未	"	3	1594	庚寅	"	3	1654	癸巳	"	3	1713	⑤	甲午	"	8	1771	辛卯	天保	元	1830	12月③	庚寅	寶永	"	22	1889	己丑			
"	9	1477	①	丁酉	"	5	1536	⑩	丙申	"	4	1595	乙未	"	3	1655	明暦	"	4	1714	甲午	"	2	1773	癸巳	安永	元	1772	11月	壬辰	寶永	"	23	1890	庚寅				
"	10	1478	"	戊戌	"	6	1537	丁酉	"	慶長	元	1596	10月②	丙申	"	2	1597	丁酉	"	2	1656	④	丙申	"	5	1715	乙未	甲午	"	3	1832	⑪	壬辰	"	24	1891	辛卯		
"	11	1479	⑨	己亥	"	7	1538	戊戌	"	享保	元	1716	6月②	丙申	"	3	1598	戊戌	"	3	1657	丁酉	"	4	1775	⑫	乙未	"	5	1834	甲午	甲午	"	25	1892	壬辰			
"	12	1480	"	庚子	"	8	1539	⑥	己亥	"	4	1599	③	己亥	"	4	1659	戊戌	"	2	1659	壬辰	"	5	1776	丙申	丙申	"	6	1835	⑦	乙未	"	26	1893	癸巳			
"	13	1481	"	辛丑	"	9	1540	庚子	"	万治	元	1658	7月②	戊戌	"	5	1600	辛丑	"	3	1718	⑩	己亥	"	6	1777	丁酉	丙申	"	7	1836	甲午	丙申	"	28	1894	癸巳		
"	14	1482	⑦	壬寅	"	10	1541	辛丑	"	壬寅	"	6	1601	①	壬寅	"	6	1660	庚子	"	4	1719	己亥	"	7	1778	⑦	戊戌	"	8	1837	丁酉	丙申	"	29	1895	乙未		
"	15	1483	"	癸卯	"	11	1542	③	壬寅	"	寛文	元	1661	4月③	辛丑	"	7	1602	壬寅	"	2	1662	壬寅	"	6	1721	⑦	辛丑	"	9	1838	④	戊戌	"	30	1897	丁酉		
"	16	1484	"	甲辰	"	12	1543	癸卯	"	弘治	元	1661	4月③	辛丑	"	8	1603	癸卯	"	3	1663	甲辰	"	4	1662	壬寅	天明	元	1781	4月⑤	辛丑	弘化	"	31	1956	丙申			
"	17	1485	③	乙巳	"	13	1544	①	甲辰	"	9	1604	⑧	癸卯	"	10	1605	丙午	"	4	1664	⑤	甲辰	"	8	1723	癸卯	壬寅	"	11	1840	己亥	天明	"	32	1957	丁酉		
"	18	1486	"	丙午	"	14	1545	乙巳	"	永樂	元	1658	7月②	戊戌	"	11	1606	丙午	"	5	1666	④	丁未	"	6	1726	壬寅	壬寅	"	12	1841	①	辛丑	"	33	1958	庚子		
長享	元	1487	7月①	丁未	"	15	1546	戊申	"	戊申	"	12	1607	④	丁未	"	6	1667	②	丁未	"	7	1667	戊申	戊申	"	8	1727	①	丁未	"	9	1842	甲辰	弘化	"	34	1959	己亥
"	2	1488	"	戊酉	"	16	1547	⑦	丁未	"	元	1667	10月④	戊申	"	7	1668	丙午	"	8	1668	戊申	"	9	1728	乙巳	弘化	元	1844	12月	甲辰	弘化	"	35	1960	丙申			
"	2	1490	⑤	庚戌	"	17	1549	己酉	"	永樂	元	1658	2月⑤	戊午	"	8	1669	庚戌	"	9	1669	己酉	"	10	1726	丙午	弘化	元	1844	12月	乙巳	弘化	"	36	1962	壬寅			
"	3	1491	"	辛亥	"	19	1550	⑤	庚戌	"	寶永	元	1660	③	辛亥	"	10	1670	庚戌	"	11	1670	辛亥	"	12	1727	①	丁未	"	13	1843	癸卯	甲辰	"	37	1963	壬寅		
"	4	1492	7月	壬子	"	20	1551	癸亥	"	寶永	元	1610	②	壬子	"	11	1671	癸亥	"	12	1672	壬子	"	13	1731	癸亥	寛政	元	1789	1月⑥	癸亥	嘉永	"	40	1907	丙午			
"	5	1493	④	癸丑	"	21	1552	①	壬子	"	弘治	元	1555	10月④	乙卯	"	12	1673	甲寅	"	13	1732	癸丑	"	14	1730	壬子	寛政	元	1848	2月	丙午	丁未	"	41	1986	丙午		
"	3	1494	"	甲寅	"	22	1553	①	癸丑	"	乙卯	"	1554	①	甲寅	"	13	1674	癸丑	"	14	1734	甲寅	"	15	1730	壬子	寛政	元	1849	4月④	丙午	戊申	"	42	1967	丁未		
"	4	1495	"	乙卯	"	23	1554	①	癸丑	"	丙辰	"	1614	⑩	乙卯	"	19	1675	丙辰	"	20	1735	③	乙卯	"	4	1735	丙辰	元文	元	1736	4月④	乙卯	丙辰	"	43	1968	丙午	
"	5	1496	②	丙辰	"	24	1555	①	癸丑	"	弘治	元	1673	7月⑤	乙卯	"	2	1674	丙辰	"	3	1677	丙辰	"	4	1736	丙辰	元文	元	1736	11月⑦	乙卯	丙辰	"	44	1969	丙午		
"	6	1497	⑤	丁巳	"	25	1556	⑩	癸丑	"	元	1615	7月⑤	乙卯	"	2	1674	丙辰	"	3	1678	丙辰	"	4	1737	丙辰	元文	元	1736	11月⑦	乙卯	丙辰	"	45	1970	庚寅			
"	7	1498	⑩	戊午	"	26	1557	④	癸丑	"	丙辰	"	1616	④	戊午	"	3	1675	丙辰	"	4	1676	丙辰	"	5	1735	丙辰	元文	元	1736	11月⑦	乙卯	丙辰	"	46	1971	辛亥		
"	8	1499	"	己未	"	27	1558	②	戊午	"	永樂	元	1558	2月⑤	戊午	"	4	1617	丙辰	"	5	1677	丙辰	"	6	1737	丙辰	寛保	元	1741	2月	丁巳	丙辰	"	47	1972	壬子		
"	9	1500	"	庚申	"	28	1559	⑤	己未	"	庚申	"	2	1559	③	己未	"	5	1678	丙辰	"	6	1678	丙辰	"	7	1738	丙辰	寛保	元	1741	2月	壬寅	丙辰	"	48	1973	癸丑	
"	2	1501	2月⑥	辛酉	"	29	1560	③	己未	"	庚申	"	6	1679	②	庚申	"	7	1679	己未	"	8	1739	丙辰	寛保	元	1741	2月	壬寅	丙辰	"	49	1974	甲寅					
"	2	1502	"	壬戌	"	30	1561	③	辛酉	"	庚申	"	7	1680	③	庚申	"	8	1680	庚申	"	9	1680	庚申	寛保	元	1742	2月	壬寅	丙辰	"	50	1975	乙卯					
"	3	1503	"	癸亥	"	31	1562	③	辛酉	"	壬戌	"	7	1681	⑨	庚申	"	8	1681	壬戌	"	9	1681	壬戌	寛保	元	1742	2月	壬寅	丙辰	"	51	1976	丙辰					
"	2	1504	2月③	甲子	"	32	1563	⑫	癸亥	"	壬戌	"	8	1682	③	甲子	"	9	1682	壬戌	"	10	1682	壬戌	寛保	元	1742	2月	壬寅	丙辰	"	52	1977	丁巳					
"	3	1505	①	乙丑	"	33	1564	⑦	甲子	"	壬戌	"	9	1683	⑤	乙丑	"	10	1683	甲子	"	11	1683	甲子	寛保	元	1742	2月	壬寅	丙辰	"	53	1978	戊午					
"	3	1506	①	丙寅	"	34	1565	⑩	乙丑	"	壬戌	"	10	1684	②	丙寅	"	11	1684	乙丑	"	12	1684	乙丑	寛保	元	1742	2月	壬寅	丙辰	"	54	1979	己未					
"	4	1507	⑩	丁卯	"	35	1566	⑩	丙寅	"	丙寅	"	11	1685	④	丙寅	"	12	1685	丙寅	"	13	1685	丙寅	寛保	元</td													

近世文書分類表（明治5年まで）

A 支配

- 1 領知 ①領主關係 ②領地關係 ③家臣關係 ④役所關係 ⑤建白書 ⑥王政復古
- 2 法令 ①法度 ②条目 ③定書 ④高札 ⑤捷 ⑥触書 ⑦達 ⑧五人組前書
- 3 治安 ①犯罪 ②取締 ③刑罰 ④喧嘩 ⑤騒擾・一揆 ⑥各種訟状
⑦博奕 ⑧心中 ⑨防犯 ⑩僕約 ⑪奢侈取締 ⑫風俗取締 ⑬鉄砲改

B 土地

- 1 檢地 ①検地条目 ②検地 (a 檢地帳 b 水帳 c 清野帳 d 地押改帳 e 高反別改帳
f 田畠高名寄帳 g 田畠賃高帳 等)
- 3 新田検地 (a 新田検地帳 b 切開帳 c 切添帳 d 越返帳 等)
- 2 免租地 ①朱印地 ②除地 ③引地
- 3 新田開発 ①山林原野 ②隱田畑 ③河原 ④鷹場
- 4 所有地 ①所有者 ②登記 ③境界紛争

C 貸租

- 1 年貢 ①物成 ②本途 ③取箇 ④成箇 ⑤地子 ⑥年貢割付状 ⑦免状
⑧年貢皆済目録 ⑨口米 ⑩込米 ⑪欠米 ⑫小物成 ⑬先納 ⑭廻米 ⑮未進
⑯延納
- 2 課役 ①國役 ②高掛物 ③村役 ④人足役 ⑤浮役 (a 運上 b 対加)
- 3 地租 ①税金 ②改正關係

D 村制・戸口

- 1 村概況 ①村差出明細帳 ②村鑑 ③他村高帳等
- 2 村政 ①村役人 (a 勤役 b 給与 c 交替) ②規約 (a 村法・村定 b 賞罰)
③村方帳簿 (a 御用留 b 御用触書 c 覚書 d 順書 e 後向日記 f 諸書上帳 等)
- 3 村入用 ①村入用帳 ②村賄帳 ③巡見使諸入用帳 ④郷借証文
- 4 戸口 ①戸口改 ②宗門改 (a 人別改帳 b 宗門改帳 c 五人組改帳 d 人数増減改帳)
③宗門一礼 ④宗門送状 ⑤宗門諸状 ⑥欠落 ⑦戸籍

E 諸産業

- 1 農業 ①耕作 ②農作物 ③農具 ④肥料 ⑤技術 ⑥農産物 ⑦養蚕
⑧出作 ⑨入作 ⑩農業帳簿 (a 農業耕作万覚書 b 大福帳 c 田畠小作人元帳 等)
- 2 小作 ①小作人 ②小作慣行 ③小作料 ④小作紛争
- 3 入会 ①入会地 ②入会慣行 ③入会形態 ④入会紛争
- 4 林業 ①造林 ②伐木 ③造材 ④運材 ⑤材種 ⑥木炭・椎茸等 ⑦御林守
⑧その他特產物
- 5 水産業 ①漁業 ②漁船 ③入会 ④水産物 ⑤水産加工品 ⑥製塙
⑦漁撈組織 (a 綱元 b 網子)
- 6 畜産 ①牧畜 ②家畜 ③牛馬 ④牛馬役 (牛馬改帳) ⑤飼料
- 7 純業 ①紙漉 ②織布・機械 ③製糖 ④大工 (a 家大工 b 船大工 c 純工物 等)
- 8 工業 ⑤その他

F 商業

- 1 一般 ①市場 ②商店 ③商品 ④商人 ⑤問屋 ⑥卸 ⑦小売 ⑧仲買 ⑨行商
⑩組合 ⑪株仲間 ⑫商取引 ⑬売買 ⑭譲渡 ⑮手数料
⑯商業帳簿 (a 金銭出入帳 b 大福帳 c 仕入帳) ⑰広告

F 商業

- 2 金融 ①為替 ②両替 ③手形 ④無尽 ⑤講掛金 ⑥貨幣 ⑦借金証文 ⑧田地証文
⑨質地証文 ⑩借入金明細書 ⑪貯蓄

G 交通・通信

- 1 宿駅 ①街道 ②宿帳・問屋 ③宿役人 ④問屋・問屋場 ⑤繼立人馬 ⑥帳簿 ⑦押借金
⑧本陣 ⑨旅籠 ⑩加宿・地方
- 2 助郷 ①定助郷 ②加助郷 ③代助郷 ④帳簿類 ⑤助郷訴訟
- 3 通行 ①陸上・海上・河川・渠 ②渡し ③駕籠 ④馬背 ⑤賃錢 ⑥関所 ⑦通行手形
⑧交通機関 (a 荷車 b 人力車 c 馬車 d 船 等)
- 4 通信 ①飛脚 ②宿縁 ③廻状 ④業者

H 水利・土木

- 1 水利 ①治水 ②河川・湖・池・溜池 ③灌漑 ④排水 ⑤樋 ⑥堰 ⑦組合 ⑧紛争
- 2 土木 ①普請 (a 道路 b 堤防 c 橋梁) ②家作 ③資材 ④労力 ⑤費用
- 3 河川 ①海兵 ②流木 ③難破船

i 災害・救恤

- 1 災害 ①凶荒 ②飢饉 ③地震 ④火災 ⑤風水害 ⑥流行病
- 2 救恤 ①救米金 ②負担軽減 ③復旧助成 ④備荒貯蓄

J 教育・文化

- 1 教育 ①学校・寺子屋 ②私塾 ③教師 ④生徒 ⑤教科書
- 2 学芸 ①諸學問 (a 魂 b 国 c 洋 d 心 e 医 f 兵 g 易 h 天文) ②俳諧・和歌
③曆學 ④本草学
- 3 文化 ①隨筆 ②見聞録 ③旅行記 ④絵画・書 ⑤工芸 ⑥地方書 ⑦農書 ⑧音楽

K 宗教・習俗・身分

- 1 宗教 ①仏教 ②寺院 ③神道 ④神社 ⑤切支丹 ⑥教会 ⑦僧侶 ⑧神宮 ⑨宣教師
⑩山伏 ⑪檀家 ⑫氏子 ⑬祭礼 ⑭祈禱 ⑮勅進 ⑯寺社造営修復 ⑰由来
- 2 習俗 ①年中行事 ②冠婚葬祭 ③贈答 ④娛樂 ⑤言語 (a 方言 b 俗言 c 流言 d 落首)
⑥風俗 ⑦口碑 ⑧伝説 ⑨民謡 ⑩迷信 ⑪講 ⑫宮座 ⑬若者組 ⑭遊山
⑮參詣 ⑯巡礼
- 3 身分 ①土農工商 ②郷士 ③浪人 ④無籍者 ⑤非人 ⑥一本証文 ⑦一般雇用人
⑧年季奉公人 (a 証文 b 請人 c 給与)

L 軍事

- ①海防 ②農兵 ③戦争

M 地図

- ①村絵図 ②寺社絵図 ③河川・沼・港絵図 ④山絵図

X 家

- ①家憲・遺訓 ②家譜 ③由緒 ④過去帳 ⑤家格 ⑥苗字帶刀御免 ⑦本家
⑧分家 ⑨相続 ⑩養子縁組 ⑪家業 ⑫家産 ⑬日記 ⑭書簡 (私信) ⑮姓
⑯結婚 ⑰生死 ⑲衣食住

Y 典籍

- ①和 ②漢 ③外

Z 雜

- ①断簡 ②その他

(島田市史編さん委員会)

近・現代文書分類表（明治6年以降）

I 政治行政

- 1 町村政=町政、村政、旧村・区
- 2 戸口=国勢調査
- 3 国・県・郡政=中央政治、皇室、地方制度、県政、県布達、県公報、県会、郡政、都會、政界人物
- 4 選挙=選挙制度、衆議院・貴族院議員選挙、県議会議員選挙、郡會議員選挙、町村議會議員選挙
- 5 村入用・民費=村入用、民費
- 6 租税=年貢、租税
- 7 財政=国家・県（藩）・郡、町村
- 8 土木・水利=道路普請・工事、治水、水利、治山
- 9 政党=政党、地域結社・政社
- 10 司法・警察・消防=司法一般、裁判・裁判所、警察、犯罪、消防
- 11 戰争・兵事=陸・海軍、部隊、徵兵検査・兵役、銃後組織・援護、戦災

II 経済・産業

- 1 地租改正=地租改正、農地改革
- 2 土地=地目、開墾、土地売買、土地移動
- 3 物価・景況=物価、賃金家計、景況、農林業の景況、商工鉱業の景況
- 4 経済団体=報徳社、産業組合、その他農林業団体、商工業団体、実業家
- 5 農林業=米、茶、柑橘、蔬菜、凶荒、農事、農会、林業、地主と小作
- 6 鉱工業=繊維工業、食品工業、軽工業、機械金属、その他重化学工業、公益事業
- 7 商業=卸売業、小売業、貿易・商社、飲食店・サービス業
- 8 金融=政府系金融機関、勧業銀行、農工銀行、國立銀行、普通銀行、証券・保険・信用金融（譲・質・個人金融）
- 9 運輸・通信=道路、鉄道、自転車、郵便、電信、電話

III 社会・労働

- 1 社会団体=町内会・部落会・隣組、若者組・青年会・青年団、子供組・少年団、在郷軍人会
- 2 婦人団体=娘組・処女会・女子青年団、愛国婦人会、国防婦人会、キリスト教系婦人会、その他婦人諸組織、女工、職業婦人、恋愛・結婚、家族制度、売春・芸妓・身売り、廢娼運動、婦人解放運動、女性風俗、婦人活動家

III 社会・労働

- 3 社会運動=社会主义運動、部落解放運動、消費組合運動、公会運動
- 4 労働・農民運動=農民組合、労働組合、農民運動、労働運動
- 5 社会事業=生活経済保護、児童福祉、医療保険、身体障害者福祉、更生保護、方面委員・社会事業協会・社会保護
- 6 医療・衛生・救恤=医療・衛生行政、保健所、漢方医、医師・医師会、看護婦・助産婦、病院、伝染病・流行病、医薬品、赤十字
- 7 災害=風水害、震災、火災、公害、消防・防災、霜害・ひょう害、干害、交通事故・遭難
- 8 世相・民情=衣食住、風俗・流行、心中・自殺・驅落、年中行事（まつり）、奇習・珍談、電気・電灯、水道、電話、観光・温泉、奉公

IV 教育・文化

- 1 学校=教育行政、私塾、小学校、中学校、師範・実業・青年学校、高等教育、幼稚園・保育所・託児所、女子教育、各種学校、教育会、教育運動、教科書、教育勅語、郷土教育、特殊教育、学校医
- 2 社会教育=図書館・博物館、村舎・公民館、成人教育、性教育（産児制限）、各種検定
- 3 宗教・習俗=神道、教派神道、仏教、キリスト教、民間信仰（俗信・迷信）
- 4 学問・出版=発見・発明、学術活動、郷土（地域）研究、新聞、雑誌、郷土出版、放送
- 5 文学=小説、詩歌・俳句、文学結社、文学運動、同人雑誌、郷土出身作家
- 6 芸能・芸術・スポーツ=伝統芸能、芝居・演劇、美術、音楽・映画・幻燈、陸上競技、球技・水泳・格技、社会教育、書画・骨董

V その他

- 1 郷土史（誌）
- 2 人物
- 3 家政=家業、家計、手帳
- 4 日記・書簡=日記、書簡、手帳
- 5 洋行・移民=洋行、移民
- 6 雜=国内事情、海外事情、断簡、その他

富永家古文書目録の利用に当たって

I 文書目録の見方について

1 文書の分類

本古文書の内容は戦国・江戸時代から明治・大正・昭和の時代にわたっています。江戸時代までの文書は「近世文書分類表」(明治5年迄)により、また明治以降の文書は「近現代文書分類表」によって分類しています。例えば戦国・江戸時代ならば、「近世文書分類表」のA項目から「A-1」・「A-2」・「A-3」、次のB項目は「B-1」「B-2」……、また明治・大正時代のものは「I-1」「I-2」……、「II-1」「II-2」……というふうに各項目ごと、年月日の早いものから順に配列する方式をとっています。年代の特定出来ない文書はそれぞれの分類項目の最後尾にまとめて配列しました。富永家文書の場合、「A-1」の次はいきなり「D-2」、次に「F-2」「I-1」「J-2」……と展開しています。

2 「通し番号」と「文書番号」について

- (1) 「通し番号」とは本文書目録の最左端上部に付した一連の番号数字で、分類別かつ年代順に古い事項から一連番号を付したものです。
- (2) 「文書番号」とは、「通し番号」の下に付した番号数字のことで、これは調査の際に文書挿入の封筒に付した数字と一致しています。あとで説明してありますが、この「文書番号」が原文書を取り出す時の鍵数字となります。

3 「年号」欄、「標題」欄、「差出人・受取人」欄について

- (1) 時折り、「欠」とか「なし」とかの表示がありますが、「欠」とは、もと原文書に記入してあった答の文字が、虫喰いとか破損等で欠落していることを意味しています。また「なし」とは、原文書にもともと記入してなかったことを表しています。

(2) 標題欄等で、語句を()で表記しているところがあります。これは原文書に記載されている文字ではありません。「なし」や「欠」としたり、また何も書かないよりも、文書内容の意味がくみ取れるのではないかと考えて、調査の際に仮の言葉で新たに補った文字や語句です。但し、西暦年は常に()内に示し例外です。

4 「摘要」欄・「備考」欄について

- (1) 摘要欄には原文書内容の要旨や特徴を記載し、いちいち原本に当たらなくてもおよその文書内容が把握出来るようになっています。
- (2) 備考欄には本文内容以外の補足事項を必要に応じて記入しました。

5 「形態」欄と「数量」欄について

- (1) 形態欄に「状」・「縦」・「横」・「綴り」等の表示がありますが、「状」とは「一紙文書」のこと、「縦」とは縦横面のこと、「横」とは横横面のこと、「綴り」とは複数の縦面を一括し一縦にしているもの等、を意味します。
- (2) 数量欄の数字は、一つの封筒の中に入れた文書の枚数のこと、縦面ならば冊数になります。

6 「撮影」欄と「箱番号」欄について

- (1) 撮影欄には、富永家古文書の調査の際にコピーして、そのコピー文書を当市史編さん室(博物館)が所持していることを意味しています。
- (2) 箱番号とは、当市史編さん室(博物館)にある「コピー文書」の保管箱の番号です。

II 古文書原本の取り出し方について

1 古文書収納箱の中には、封筒に入った古文書が分類A、D、F、I等、その項目ごとに分けられてあって、大きな袋(「同一分類による文書群の挿入袋」)に入っています。この分類袋と文書目録の「文書番号」から該当文書を取り出すことができます。

2 古文書の取り出し方について、一例をあげると次の通りです。
例えば文書目録の「通し番号」3の文書を取り出すとします。この通し番号3の「文書番号」は「5」で、分類は「A-1」です。
そこで、まず分類Aの挿入袋(同一分類による文書群の挿入袋)を出します。そしてこの大きな封筒の中から文書番号「5」の封筒を選び出せば該当文書が得られます。以下、取り出す要領はすべて同じです。

III 文書の扱いについてお願い

- 1 古文書を取り出したならば、しまう時には必ず元の挿入袋に納めてください。これを取り違えると、次回引き出すとき行方不明となり、場合によってはすべての古文書に当たらなければならなくなります。
- 2 古文書がいつまでも傷まないように、時々乾燥剤や防虫剤を収納箱の中に入れ替えてください。
- 3 富永家の古文書は、戦国・江戸時代以降の富永家の由来をを知る上で貴重な資料となるものです。それは富永家の宝物であると同時に島田市の貴重な財産でもあります。いつまでも大切に保存してください。

地区番号:6 地区名 :初倉(湯日)・富永家文書

分類:A-1 支配一領知

No.1

通し番号 文書番号	分 類	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原・字区別	形態	数量	撮影	箱番号
1 12	A 1	天文3年 正月17日 (1534年)・甲午	御切符參拾貫文 並米參 拾俵之事	○氏輝(今川氏輝) ●中山兵庫助	30貫文(切符)と米30俵、これは駿河国須津からあがる収入増分(百姓5人前)に相当するもの、これを新たに恩給としてつかわすので、益々奉公に精を出すようにせよ、という今川氏輝の判物。	サイズ=45.5cm ×32.3cm 紙 面下部にシミあり。	原本	状	1	○	77
2 1	A 1	永禄12年 正月11日 (1569年)・己巳	今度遣置本地事 (徳川家康判物)	○家康(徳川家康) ●中山又七	本地として次のように認める。①100貫文=これは山名庄出播一ヶ所、②30貫文と30俵=これは下方初出しで、郷百姓5人前、この①・②のこと、前々の同様知行容認する、という徳川家康判物。	サイズ=30cm ×30cm	原本	状	1	○	77
3 5	A 1	慶長6年 11月7日 (1601年)	安芸備後内を以遣知行方 目録之事(福島正則知行 目録)	○左衛門太夫 ●中山善九郎	①備後国恵蘇郡伊與の内、森脇の中から高100石3斗4升3合(租税は44石1斗6升9合)、②安芸国高田郡あき山村の内から、高150石(租税は87石)合計高:251石3斗8升3合、租税合計額:131石1斗6升9合、以上の知行を認める、とする。	左衛門とは福 島正則のこと サイズ=31cm ×50cm	原本	状	1	○	77
4 2	A 1	慶長7年 8月6日 (1602年)	安芸備後國之内を以相渡 知行物成目録之事	○本多対馬守 ●中山是非介	①37石5斗:これは安芸国おく山の内から、②87石5斗:これは備後国紙石郡なかの村の内から、③25石:これは安芸国乃美村の内から。以上、認める知行物成は合計150石である。	虫喰いあり。 サイズ=45cm ×31cm	原本	状	1	○	77
5 14	A 1	宝暦13年 8月 (1763年)・未	一札之事	○中山介十郎、證人:清兵衛 ●中山秀齋	川船改め復帰願いのこと、これまで私がお願いしてきたが、病身となり、その上眼も見えなくなったので願い取り下げる。この末貴公方が当方の養子となり、川船役お願いになんでも当方は異存はない。お願い成就の上は私方に加勢してくださるとのことです。以上何事も一切申し分なきことを約す。	サイズ =33.8cm× 22.7cm	原本	状	1	○	77
6 17	A 1	宝暦13年 9月2日 (1763年)・未	一札之事	○楠後文藏、請人:甚兵衛 ●中山秀齋、同利右衛門	この度川船の権印改め復帰願いの件、あなたの実子が病身ということで私を養子とし、私方にて川船改め役の復帰願いを出したところです。先祖代々所持されてきた権現様の判物、朱印も我方が預かりました。養子願い成就がかなったならば、船年貢の取立て権印役料金利得の4分はあなたの実子・孫にずっとお渡しすることを約す。養子願い叶わなかった場合御家とは無縁ということで御判物、朱印は必ずお返しする。	虫喰いあり。 サイズ=33cm ×40cm	原本	状	1	○	77

D-2 村制・戸口一村政

7 10	D 2	なし 5月 ・卯	なし	○なし ●八太夫	今農家の身分規模だが、家筋は由緒ある家柄ということで御杯を遣わされた。以後は子孫代々当村の中心的存在となり、村寄り合いのときは役人同様に出席し、用向きのことは遠慮なく主張してよい。寄合の席順は庄屋の次席とする。	虫喰い少々あ りサイズ =16cm×	原本	状	1	○	77
---------	--------	-------------	----	-------------	---	--------------------------	----	---	---	---	----

F-2 商業一金融

8 3	F 2	宝暦7年 6月 (1757年)・丑	借用申金子之事	○借主:伝十、加判:杉山長八郎 ●専右衛門	金子1分借用する。利息は金1分に付き1ヶ月に銀4分と決める。当暮れ給金入手次第元利共に返済を約す。	虫喰い、紙に シミあり。	原本	状	1	○	77
--------	--------	----------------------	---------	--------------------------	---	-----------------	----	---	---	---	----

I-1 災害・教恤一災害

9 16	I 1	なし 正月8日	(書状)	○山田五郎太夫・河村万右衛門 ●下由井村庄屋御衆中	今朝の出火の節は早速大勢にてかけつけ消火に当ってきたこと、ありがたい、という札状。	サイズ=15cm ×42cm	原本	状	1	○	77
---------	--------	---------	------	------------------------------	---	-------------------	----	---	---	---	----

J-2 教育・文化一学芸

10 9	J 2	慶長9年 (1604年)・甲辰	なし(一家の秘伝法)	○中山是非助高信 ●中山善九郎	「南無本覺法心本有如來3度、南無八幡大菩薩2度、如師子王足八日明ノ心持ノ如シ」とか「右唱給うヲ5度唱う、此の歌を3度唱うべし」などとあり、最後に「右秘法は一宮瑞波新官兵部殿へ相伝わり、それより中山是非助殿へ相伝わり、是非助殿より中山善九郎に相伝え」とある。	紙質から後世の 写しとわかる。 虫喰いあり	原本	状	1	○	77
---------	--------	--------------------	------------	--------------------	--	-----------------------------	----	---	---	---	----

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出入(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原字区別	形態	数量	撮影	箱番号
11 6	J 2	なし	あべの清明五形のひでん 男女代うんをしる事	○版元・本屋:清八 ●なし	方角の善し悪し、その他占い事、忌むべきことなどを木・火・土・金・水の五行によって記したもの。江戸日本橋3丁目、横山氏藏とあり。		原本	木版刷	1		
12 19	J 2	なし	なし	○なし ●なし	漢方薬の基となる基準を記録したものか。		原本	厚紙	2		

K-1 宗教・習俗・身分一宗教

13 18	K 1	なし	なし(養明寺の開基)	○なし ●なし	初倉村湯日の光白山養明寺の由来を記したもの。養勝寺の末寺で慶長元年、当村の富永仁左衛門が本寺に願い、文良を講して開創した云々、とする。		綴り ローマ	状	1	○	77
14 21	K 1	なし	なし(戒名観)	○なし ●なし	貞享2(1685)年より明治18(1885)年に至るまでの富永家代々の家族戒名を記したもの。貞享4年8月、正徳5年2月、弘化3年12月など23の戒名がある。なお俗名の記載はない。		原本	状	1		
15 24	K 1	なし	なし(戒名観)	○なし ●なし	慶長19(1614)年から昭和6(1931)年までの代々の戒名を記載。俗名仁左衛門・八太夫・久米次郎・藤太夫など、27名の戒名が記載される。	一部ペン書き	原本	状	2	○	77
16 15	K 1	なし	なし	○なし ●なし	真言宗の曼荼羅図の一片か。		原本	木版	4		

K-3 宗教・習俗・身分一身分

17 11	K 3	なし	(献上目録)	○なし ●なし	御太刀、御馬、以上献上、とするいわゆる献上目録。	虫喰い少々	原本	厚紙	1		
----------	--------	----	--------	------------	--------------------------	-------	----	----	---	--	--

X 家

18 32	X	文禄3年 (1594年)・丙午	(宸留流秘伝)	○山内具西、賀藤角介、吉岡甚右衛門 ●なし	相手方(敵)と対戦した場合の本流儀の刀さばき、その対応12項目にわたり記載する。文末に、「元和3年6月24日、是れを宗伝す、吉平」とある。	文禄3年は甲午の年で丙午ではない	原本	巻子	1		
19 7	X	天和4年 2月25日 (1684年)・子	口上書覚	○中山仁左衛門(年79才) ●なし	中山又七は権現様(徳川家康)から證文を頂戴、その又七は私(仁左衛門)の母方の祖父にあたるが実子がなかったので私を養子とした。父方の祖父は富永主水助といへ、今川義元より感状を頂き所持している。主水助の伴惣八郎が私の父に当る。前記の又七は後に是非之助と名乗る。浪人の分際でながら、本多豊後守によって500石の知行取りとなつた。是非之助は三河国で私6才の時に病死したので、実父惣八郎は浪人にて遠州織原郡下湯日村に移住し、私を引き取り養育した。この惣八郎は私が10才の時に病死、その後私は当村にて百姓をし、現在に至っている。	サイズ=32cm ×40cm 虫喰いあり	原本	状	1	○	77
20 8	X	天和4年 2月 (1684年)・子	乍恐口上書を以付申上候 御事	○下湯日村:中山宗安(仁左衛門) ●万年三左衛門	私の祖父中山又七は浜松の城にいた家康に奉公していた。その頃の家康の御證文を又七の子孫である私が現在所持している。又七(後に是非之助)、その後法名を道伴と名乗る)は家康が関東に移る時、御供する等であったが、病気となり、御供は延引となる。又七には子に女子あるも男子なく、その一女から生まれた子供が私であったので、3才の時又七の養子とされた。又七は主君家康のいる関東に向かう途中、三河岡崎で病死。私は前記證文を6才で預かり、所持する。そして主君に仕えず、浪々の身で遠州下湯日村で百姓をし現在に至る。以上、この度お尋ねの指示により證文を差上げた次第。	虫喰い・紙の 疲労 サイズ=54cm ×32, 4cm	原本	状	1	○	77
21 26	X	宝永3年 10月 (1706年)	(中山家系図) 巻紙: サイズ=15cm×203cm	○中山次郎右衛門時貞 ●中山仁左衛門	冒頭に「東照宮大權現様、遠州浜松に御座城の時、祖父中山藏之助体中山是非之助はこれに御奉公する。これによつて所領の證文御底筆御判を頂戴し今に至る」とある。系図では中山内蔵之助武(本国は甲斐國、生國遠江國)その甥男が中山又七郎武久(後に是非之助)で、内蔵之助から數えて6代目がこの系図受取人の中山仁左衛門である。 ところで中山内蔵之助とは是非之助の2代目にわたつて下湯日村にあって、そこに居城していた。今は松が生い茂り養勝寺という禅寺の寺山になっているが、塙や家中屋敷の跡がある。土地の人は「城山」といっている、と記している。	中山内蔵之助の 次男又次郎知久 は富永主水之助の 養子となり後に 富永主水之助知 久を名乗る。この 城跡は同郡の岡 田村にあり、今は 百姓の居住地とな っている、とある。	原本	巻紙	1	○	77

分類:X 家

No.3

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原・写区別	形態	数量	撮影	箱番号
22 22	X	なし	年表参考 (中山氏系図の覚として)	○なし ●なし	・中山兵庫助:天文3(1534)年存命中、・中山又七:永禄12(1569)年存命、・中山善九郎:慶長6(1601)年存命、・中山是非之助:慶長7(1602)年存命、自号:道伴、・中山宗安(中山半之介)=天和4存命、等、メモ的に記載したもの。	後世、参考にするため覚的記載したものと思われる。	原本	状	1	○	77
23 25	X	なし	(書状)	○なし ●欠	紅葉山御風干道具、封印の上、直ぐに返却すべき処、別封の通り今日持たせたので受け取り願いたい。なお、昨年の分も差上げるよう申し付けてあり、別紙の様にお目にかけますのでご承知願いたい、とする手紙。	虫喰いあり、文章後欠	原本	状	1	○	77
Z 雜											
24 31	Z	なし	(断簡)	○欠 ●欠	欠(省略)		原本	状	4		

近現代の部

分類: I-11 政治行政・戦争・兵事

No.4

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号
25 20	I 11	明治38年 10月6日 (1905年)	(書状)	○出征第3師団野戦歩兵第34連隊第8中隊第1小隊歩兵上等兵:富永藤助 ●初倉村:大石久右衛門	隊中より福田房吉君が病死した事、大石新吉君が特務曹長入隊の際看護をして病院に在勤している事、また近賀軍曹が病気のため数日前より入院している事を述べている。		原本	状	1		